

舞鶴市医療機能最適化検討業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

舞鶴市医療機能最適化検討業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

舞鶴市の医療提供体制については、京都府中丹地域医療再生計画（平成 24 年度改訂）に基づき、市内公的 4 病院が有する特徴的な診療機能のセンター化を目指しながら、地域の医療機関等との連携体制を構築することにより、地域医療の充実を図ってきた。

この間、人口減少と少子高齢化は進展し、医療ニーズが高まると同時に、医療機関においては医師だけでなく、看護人材など医療の担い手不足も課題として顕在化するなど、地域医療を取り巻く環境は変化している。

令和 5 年度には、市長、医師会長、そして市内公的 4 病院長が一堂に会し、医療現場で直面する課題等について議論する「持続可能な地域医療を考える会」を設置し、人材不足や救急医療体制など多岐にわたる課題について議論するとともに、議論の概要については市民にも理解を深めていただくため、地域医療シンポジウムを開催したところ。

このような経過を踏まえ、令和 6 年度においては、(仮称) 医療機能最適化検討会議（以下「検討会議」という。）を開催し、地域医療における医療需要など専門的分析を行い、将来を見据える中での地域の課題や本市に求められる医療機能を明らかにするとともに、必要とする医療機能を地域でどのように確保していくのか、複数の選択肢を挙げて検討することとしており、本業務においては、これらに関する調査分析と検討、及び検討会議に関する支援を求めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

舞鶴市医療機能最適化検討業務

(2) 業務仕様書

別紙「舞鶴市医療機能最適化検討業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 委託契約額の上限（消費税及び地方消費税の額を含む）

10,000,000円

(5) その他

本実施要領に基づき決定した受託候補者と詳細な業務内容及び契約条件について協議し、合意に至った後、契約を締結する。

<契約にあたっての主な留意事項>

- ① 契約にあたっては、契約書を作成し、各1通を保有する。
- ② 提案された企画内容は必要に応じて修正するものとし、そのまま委託するものではないこと。
- ③ 提案された企画内容をもとに業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。(別添業務仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については受託決定後、協議のうえ作成する。)
- ④ 業務の全部又は一部について、市の承諾なしに他者に再委託することはできない。
- ⑤ 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や舞鶴市会計規則をはじめとする諸規程を適用する。

3. 参加資格

この公募型プロポーザルへの参加資格は、次の要件をいずれも満たす者であること。

- (1) 過去5年間に於いて、当該業務に類似する契約履行実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3) 舞鶴市入札参加停止に関する要綱(平成30年告示第34号)に基づく入札参加停止の期間中の者でないこと。
- (4) 舞鶴市暴力団排除条例(平成24年条例第23号)第2条第3号に掲げる暴力団員等又は同条第4号に掲げる暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 市町村税を滞納している者でないこと。

4. スケジュール

プロポーザル実施の公告	令和6年4月3日(水)
質問書の提出期限	令和6年4月10日(水)正午(必着)
質問に対する回答	令和6年4月12日(金) (舞鶴市ホームページに掲載)
参加申込書類の提出期限	令和6年4月17日(水)午後5時(必着)
参加資格確認通知	参加申込書類の受領日から3営業日以内に通知
企画提案書類の提出期限	令和6年4月26日(金)午後5時(必着)
評価委員会の実施日	令和6年5月2日(木)午後4時~【予定】
審査結果の通知日	令和6年5月10日(金)【予定】

5. 提出書類

<参加申込書類>

(1) 参加申込書 (様式1)

(2) 事業者概要書 (様式2)

ただし、舞鶴市一般競争 (指名競争) 入札資格参加登録済の事業者については下記①～⑤書類は提出不要とする。

① 法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) (写し可)

② 申請者が公益法人等の場合は、定款又は寄付行為、規約その他これらに類するもの (写し可)

③ 法人格のない団体にあつては、代表者の身分証明書 (写し可)

※ 上記書類のうち、公的機関が発行するものについては、申請日前3か月以内に交付されたものとする。

④ 市税の滞納のない旨の証明書 (未納の税額がないことの証明書) (写し可)

※ 提出日前3か月以内に市町村の窓口で発行されたもの

⑤ 消費税及び地方消費税の納税証明書 (未納の税額がないことの証明書) (写し可)

※ 提出日前3か月以内に税務署で発行されたもの (書式その3、その3の2、その3の3いずれも可)

(3) 業務実績書 (様式3)

(4) 応募資格の要件を全て満たす旨の宣誓書 (様式4)

(5) 事業者の概要を説明したパンフレット等

<企画提案書類>

(6) 企画提案書 (様式5に企画提案書 (任意様式) を付し提出すること)

ア 様式5に付す提案書はA4横、両面印刷20ページ以内、カラー印刷可、長辺綴じとする。

イ 企画提案書の審査は匿名で行うため、各様式の表紙以外のものについては、企画提案書の内容に参加者が特定できる名称・記号・商標等を記載しないこと。

(7) 配置予定職員・経歴等 (様式6)

(8) 業務実施体制表 (様式7)

(9) 見積内訳書 (任意様式)

[企画提案書の記載内容]

企画提案書には、次の事項を記載しておくこと。

ア 総括責任者及び業務責任者

当該業務を実際に担当する方の氏名、役職、経験年数、主な実績

イ 本業務に対する提案者の認識

本業務にどのような方針で臨むのかを記載してください。

ウ 具体的な提案内容

仕様書に基づき、業務内容について具体的な提案書を作成してください
提案者独自の優れた提案があれば積極的に提案してください。

エ 所要経費内訳

本業務に係る経費の積算額とその内訳を記載してください（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

6. 提出方法

	参加申込書類	企画提案書類
(1) 提出期限	令和6年4月17日（水） 午後5時まで（必着）	令和6年4月26日（金） 午後5時まで（必着）
(2) 提出場所	〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地 舞鶴市健康・こども部地域医療課（別館4階） 電話 0773-66-1051 FAX0773-62-9897	
(3) 提出方法	持参又は郵送（書留郵便に限る）	
(4) 提出部数	2部（正本1部、副本1部）	9部（正本1部、副本8部）
(5) 提出様式	様式に定めのあるものについては、舞鶴市ホームページからダウンロードして入手すること。	

7. 業務内容等に関する質問

- (1) 質問期限 令和6年4月10日（水）正午
- (2) 質問方法 所定の質問書（様式8）により、電子メール又はFAXにて受け付ける。
- (3) 回答日時 令和6年4月12日（金）に回答する
- (4) 回答方法 舞鶴市ホームページにて質問とともに公表する
- (5) 留意事項 質問書を提出した場合は、送信後に舞鶴市地域医療課（0773-66-1051）へ送信確認の電話を入れること

〔提出にかかる留意事項〕

- ・ 応募1事業者につき申請は1件とする。
- ・ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ・ 提出された書類の内容変更はできないものとする。
- ・ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・ 提出方法は、持参又は郵送とし、郵送の場合は提出期限必着とする。

8. 選定方法等

(1) 選定方法

提出された書類について、舞鶴市医療機能最適化検討業務委託プロポーザル評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が、次項（2）の評価基準に基づき審査し、当該業務の履行に最も適した契約の相手方の候補者（以下、「特定者」という。）を特定する。

(2) 評価基準

審査項目	配点	審査の観点
現状認識・ 基本理解	15	舞鶴市の地域医療に関する基本情報やこれまでの経過等を理解しているか。
	10	事業の目的及び内容に関する理解が十分にあるか。
提案内容	20	収集すべきデータ分析の考え方、課題の抽出方法は適切か。
	20	将来の医療機能等の確保策の検討に関しては、客観性に基づき、具体的かつ現実的な手法が検討された提案であるか。
	20	企画提案に、当事業の効果を高める独自の提案が組み込まれているか。
事業遂行能力	5	事業を遂行するための能力、実績、体制を有しているか。 事業スケジュールは合理的に示されているか。
	10	質問に対し、的確な回答を行っているか
合計	100	

(3) 評価委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

企画提案書の内容について、評価委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施する。参加者は企画提案に係るプレゼンテーションを行っていただきます。

ア 日程 令和6年5月2日（木）午後4時～【予定】

イ 場所 舞鶴市内

ウ 出席者 3名以内

（主たる説明は本業務の主担当者が行うものとする）

エ 実施時間 30分（提案説明15分以内、質疑応答15分程度）

オ 説明資料 提出された企画提案書により説明することとし、追加資料の提出は一切受け付けない。

カ 企画提案の説明は、プロジェクターを用いて説明することも可能（使用する場合は事前に連絡すること）。

- キ プレゼンテーションに要する機材は参加者にてすべて準備するものとするが、プロジェクター（HDMI 端子による接続）及びスクリーンについては市で準備するため、使用を希望する場合は4月26日（金）17時までに申し出ること。
- ク 評価委員会の詳細は別途文書で通知する。なお、応募者が1社の場合でも、優れていると認められた場合は特定者として選定する。
- ケ 応募が多数の場合は、評価委員会委員長の一任のもと、書類選考を実施し、書類選考通過者に対して、必要に応じて審査を行うものとする。書類選考の評価基準は前述のとおりとする。
- コ 選定結果は、審査対象者全員に文書で通知する。

（4）特定者の選定及び結果通知

- ア 失格者を除いたもののうち、（2）の総合点が最も高い者を、契約の相手方候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、金額の最も安価な者を契約の相手方候補者として選定する。
- ウ 以上に関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

（5）失格要件

以下の場合には、評価委員会において審査の上、失格とする。

- ア 企画提案書類に虚偽の記載・申告がある場合
- イ 企画提案書類に記載された配置予定職員・技術者が、担当できないことが明らかになった場合
- ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- エ その他、評価委員会において不相当と認められた場合

9. その他

- （1）応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- （2）提出された企画提案書等は返却しない。
- （3）提出された書類等は必要に応じて複写する。なお、使用は市役所内及び評価委員会での使用に限る。提出された書類等は情報公開の請求により、舞鶴市情報公開条例に基づき開示することがある。
- （4）審査の結果によっては、特定者を特定せず本手続きを終了する場合がある。

【問い合わせ先】 舞鶴市健康・こども部地域医療課

担当：高嶋、堂田

電話：0773-66-1051 FAX：0773-62-9897

メール：c-iryoud@city.maizuru.lg.jp